

渋谷区木造住宅耐震診断コンサルタント派遣要綱

平成 9年 2月24日 制定
令和 8年 4月 1日 最終改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、渋谷区震災対策総合条例第20条第1項（平成8年渋谷区条例第19号）及び渋谷区耐震改修促進計画（令和8年3月改定）に基づき、区内に存する民間木造建築物（国、地方公共団体その他公共団体以外の者が所有する建築物をいう。以下「建築物」という。）の所有者が当該建築物の耐震診断を希望する場合に、予算の範囲内において区が登録した耐震診断コンサルタントを派遣し、耐震診断を行うことにより、所有者が建築物の耐震補強の対策を実施することを促進し、もって災害に強いまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく一般診断法により木造住宅の耐震性を判定することをいう。
- (2) 耐震診断コンサルタント 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく建築士の免許を有し、耐震診断の技術に精通している者で、この要綱により登録したものをいう。

(区長の責務)

第3条 区長は、耐震診断コンサルタント（以下「コンサルタント」という。）の活動を把握し、事業の適正な運営に努めるものとする。

(コンサルタントの責務)

第4条 コンサルタントは、区長が登録するコンサルタントであることを自覚し、区民が安心して耐震診断を利用できるよう、誠意をもって良心的に業務に当たらなければならない。

2 コンサルタントは、業務実施に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 区民等から金銭又は物品を受領すること。
- (2) 営業活動を行うこと。
- (3) 耐震診断で知り得た情報を漏らし、又は自己の利益のために使用すること。
- (4) コンサルタントの立場を利用し、自己の利益となる行為を行うこと。
- (5) 自己又は特定の者の利益に供する目的で、区又は区民に対し違法又は不当な要求を行うこと。

第2章 コンサルタント登録

(コンサルタントの要件)

第5条 コンサルタントは、原則として区内に事務所が置かれている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 社団法人東京都建築士事務所協会渋谷支部（以下「事務所協会渋谷支部」という。）の渋谷区木造住宅耐震診断コンサルタント派遣要綱による耐震診断コンサルタントの登録推薦基準により、事務所協会渋谷支部から推薦があった者
- (2) 東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度により登録された者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める者

(コンサルタントの申請)

第6条 登録を受けようとする者は、あらかじめ木造住宅耐震診断コンサルタント登録申請書により、別に定める書類を添えて区長に登録申請するものとする。

(コンサルタントの登録)

第7条 区長は、前条の規定により申請した者が第5条に規定する要件を満たすときは、木造住宅耐震診断コンサルタント登録簿に登録するものとする。

2 区長は、前項の規定によりコンサルタントの登録をした者に対し、渋谷区木造住宅耐震診断コンサルタント登録証を発行する。

3 コンサルタントの登録数及び登録の有効期間は、都市整備部長が別に定めるものとする。

(変更の届出)

第8条 コンサルタントは、第6条の規定により申請した内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(登録の抹消)

第9条 区長は、コンサルタントが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該コンサルタントの登録を抹消する。

(1) コンサルタントが自らの登録の抹消を申し出た場合

(2) コンサルタントが、死亡した場合

2 区長は、コンサルタントが第4条第2項に規定する行為を行った場合及び第5条に規定する要件を欠いた場合は、当該コンサルタントの登録を抹消する。

(再登録)

第10条 前条第2項の規定により登録が抹消されたコンサルタントは、再度、コンサルタントの登録を申請することができない。

第3章 耐震診断コンサルタント派遣事業

(派遣対象建築物)

第11条 コンサルタントの派遣の対象となる建築物(以下「派遣対象建築物」という。)は、次の各号に掲げる要件を全て満たす建築物とする。ただし、この要綱に基づいて過去にコンサルタントの派遣を受けた建築物は、派遣対象としない。

(1) 個人の所有する一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅(以下「住宅等」という。)である建築物(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。)

(2) 次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物であること。ただし、昭和56年6月1日以降に増築工事が行われ、当該増築工事により増築された部分と既存部分が一体となっている場合には、増築後の延べ面積の過半が当該日前に建築工事に着手した建築物であること。

イ 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に新築の工事に着手した平屋建て又は2階建てのもので在来軸組工法の建築物であること。ただし、平成12年6月1日以降に増築工事が行われ、当該増築工事により増築された部分と既存部分が一体となっている場合には、増築後の延べ面積の過半が当該日前に建築工事に着手した建築物であること。

(3) 第2条で規定する耐震診断方法が適用される建築物であること。

(4) 原則として建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築基準関係規定に適合している建築物で、同法に基づく違反の是正に係る命令等を受けていないものであること。

2 前項の規定にかかわらず、区長が市街地の防災上特に必要であると認めた住宅等については、派遣対象とすることができる。

(派遣対象者)

第12条 コンサルタントの派遣を受けることができる者は、派遣対象建築物を所有する個人(所有者が死亡している場合にあつては、その相続人)とする。ただし、区分所有建築物にあ

っては、区分所有者全員の合意により選出された代表者、共有建築物にあつては、共有者全員の合意により選出された代表者とする。

(派遣の申請)

第13条 コンサルタントの派遣を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、建築物の所有及び建築年が確認できる書類を添えて区長に対しコンサルタントの派遣を申請しなければならない。

(申請の取下げ)

第14条 申請者が、派遣の決定前に申請を取下げるときは、その旨を区長に届け出なければならない。

(派遣の決定)

第15条 区長は、第13条の規定による申請があつたときは、当該申請の内容を審査し、コンサルタントの派遣の可否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定によりコンサルタントの派遣を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定によりコンサルタントを派遣することを決定したときは、適当と認められるコンサルタントを選定し、その者に対して耐震診断業務の実施を依頼するものとする。

4 区長は、第1項に規定する審査の結果、コンサルタントを派遣しないことを決定したときは、その理由を付して申請者に通知するものとする。

5 区長は、第1項の規定による決定の内容に変更が生じたと認めるときは、当該決定の内容を変更することができる。

6 区長は、前項の規定によりコンサルタント派遣の決定の内容を変更したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(派遣の取りやめ)

第16条 前条第2項の規定により、コンサルタントの派遣の決定を受けた者（以下「派遣決定者」という。）が、耐震診断を中止し、又は取りやめるときは、速やかにその旨を区長に届け出なければならない。

(業務報告)

第17条 コンサルタントは、耐震診断の結果を、耐震診断結果報告書により速やかに派遣決定者に通知するとともに、その結果について区長に報告しなければならない。

2 派遣対象建築物を調査した結果、第11条第1項各号に規定する派遣対象建築物でないことが判明した場合及びこの要綱による耐震診断では建築物の耐震性を判断できない場合は、前項の規定を準用する。

3 区長は、前2項の規定による報告があつたときは、その内容を審査し、請求書を徴するものとする。

(派遣決定の取消し)

第18条 区長は、派遣決定者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、コンサルタントの派遣を取消することができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な行為によりコンサルタントの派遣の決定を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) 第15条第1項の決定した日から3カ月を経過した日又は第13条の申請された年度の2月末日を超えてもコンサルタントがその業務を実施できないとき。

2 区長は、前項の規定によりコンサルタントの派遣の決定を取消したときは、その旨を派遣の決定者に通知するものとする。

(業務実施依頼の取消し)

第19条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、耐震診断コンサルタントの業務実施依頼を取消することができる。

- (1) 第16条の規定による取りやめの届け出があったとき。
- (2) 前条第1項の規定により派遣決定の取消しをしたとき。
- (3) 業務実施依頼を受けた耐震診断コンサルタント（以下「業務実施者」という。）が法令又はこの要綱に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により耐震診断コンサルタントの業務実施依頼を取り消したときは、木造住宅耐震診断コンサルタント業務実施依頼取消通知書により、業務実施者に通知するものとする。

(耐震診断申請者に対する指導)

第20条 区長は、申請者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(費用)

第21条 コンサルタント業務費用は、1件につき220,000円（消費税込）とする。

2 前項の規定にかかわらず、第17条第2項に該当する場合のコンサルタント業務費用は、1件につき22,000円（消費税込）とする。

(委任)

第22条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、都市整備部長が定める。

附 則（平成9年2月24日区長決裁）

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成11年3月31日区長決裁）

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成12年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成12年3月31日区長決裁）

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成13年3月31日区長決裁）

- 1 この要綱は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成14年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成14年3月31日区長決裁）

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成15年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成15年3月31日区長決裁）

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成16年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成16年3月29日区長決裁）

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成17年3月22日区長決裁）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成18年3月28日区長決裁）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成19年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成19年2月16日区長決裁）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月22日区長決裁）

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成21年2月12日区長決裁）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月17日区長決裁）

この要綱は、平成22年3月17日から施行する。

附 則（平成23年3月31日区長決裁）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月2日区長決裁）

1 この要綱は、平成23年6月2日から施行する。

2 この要綱の施行期日以前に本要綱に係る派遣決定をした耐震診断コンサルタントの派遣の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月24日区長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月9日区長決裁）

1 この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行期日以前に本要綱に係る派遣決定をした耐震診断コンサルタントの派遣の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和4年4月11日区長決裁）

1 この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行期日以前に本要綱に係る派遣決定をした耐震診断コンサルタントの派遣の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月22日区長決裁）

1 この要綱は、令和6年4月1日から適用する。

2 この要綱の施行期日以前に本要綱に係る派遣決定をした耐震診断コンサルタントの派遣の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和8年3月31日区長決裁）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行期日以前に本要綱に係る派遣決定をした耐震診断コンサルタントの派遣の取扱いについては、なお従前の例による。